

菊陽町避難行動要支援者避難支援計画

平成22年9月策定

平成27年2月改訂

令和3年11月改訂

菊 陽 町

第1章 基本的な考え方

1 計画策定の背景と目的

近年、全国的に多発する自然災害において、犠牲者の多くが高齢者や障がい者等であることから、災害時に自力で避難することが困難な方に対する支援の重要性が防災対策上喫緊の課題となっています。

平成23年3月に発生した東日本大震災では、被災地における死者の約6割を65歳以上の高齢者が占めており、また、障がい者の死亡率も被災住民全体と比較して約2倍に上りました。他方で、消防職員・消防団員や民生委員・児童委員など、多数の支援者も犠牲となっています。

こうした状況を受け、国は災害対策基本法の改正（平成25年6月）により、避難行動要支援者名簿（自治体において、高齢者、障がい者、乳幼児等の特に配慮を要する方（要配慮者）のうち、災害発生時の避難等に特に支援を要する方の名簿）を活用した実効性のある避難支援がなされるよう、避難行動要支援者名簿の作成が市町村に義務付けられ、避難支援等関係者への名簿情報を提供することが定められました。この法改正を受けて全面的に改訂されたガイドライン（平成25年8月）において、「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」が示されました。さらに、近年の災害においても高齢者や障がい者が犠牲となっており、令和元年台風19号等による災害を踏まえ、中央防災会議の下で高齢者等の避難のあり方について議論が行われ、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画等の制度面における改善の方向性が示されました。

これらを踏まえ、災害対策基本法が改正（令和3年5月）され、市町村に避難行動要支援者ごとに個別計画の作成が努力義務化されたところです。

この計画は、災害発生時における避難行動要支援者への支援を適切かつ円滑に実施するため、国の「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針（令和3年5月改訂）」を基に、本町における避難行動要支援者の支援対策について、その基本的な考え方や進め方を明らかにしたものであり、自助・地域共助、及び町による公助と連携して、避難行動要支援者の支援体制の整備を図ることにより、地域の安全・安心体制を強化することを目的としています。

2 基本的な考え方

地域における避難支援体制づくりにおいては、日頃から災害に対する意識を高めるとともに備えをする「自助」、自治会、町内会等の地域住民の助け合い・支えあいによる「共助」が地域防災の基本ですが、避難行動要支援者については、「自助」が困難な状況に置かれていることが想定されます。

このため、避難行動要支援者と地域社会が相互に関与して支援する「共助」、町や防災機関が連携して支援する「公助」により、地域ぐるみの避難支援体制の確立を図ります。

第2章 避難行動要支援者名簿の作成等について

1 基本的な考え方

避難行動要支援者名簿の作成目的は、「避難の支援、安否の確認その他の要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置を実施するための基礎とする」ことです。

災害の中には、台風や津波などその原因となる自然現象の発生から実際に被害が生じるまでの間に一定の時間的猶予があるものもあり、こうした災害については、その発生のおそれが明らかになった時点で、名簿情報に基づき速やかに避難支援を行い、要支援者を指定緊急避難場所等の安全な場所へ避難させることができるよう、名簿を整備します。

また、地震のように突発的に被害をもたらす災害が発生した場合には、自力での避難が著しく困難である要支援者は被災家屋に取り残されている蓋然性が高いことから、名簿情報に基づき速やかに安否の確認を行い、その結果に基づき的確な救出活動を実施することが重要です。

2 避難行動要支援者名簿の作成

(1) 要支援者の定義及び範囲

町内に居住する要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に、自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を要する者（病院や施設に入院・入所されている方は対象外です）。

要配慮者

避難行動要支援者

- 75歳以上の高齢者のみの世帯で要支援1以上の認定を受けている者
- 要介護3以上の認定を受けている者
- 障がい者
 - ・身体障がい（肢体不自由・視覚・聴覚 1級～2級）
 - ・知的障がい（療育手帳A・B）
 - ・精神障がい（1級～2級）
 - ・内部障がい（心臓・腎臓・呼吸機能障害）
 - ・難病患者等
 - ・その他 要配慮者等で避難支援を希望し、町が避難行動要支援者と認める者
（例）・障がい者、高齢者のみの世帯で避難に不安があるため支援を希望する者
 - ・指定難病患者で避難が困難なため避難支援を希望する者

- 障がい者 ○要支援または要介護の認定を受けている者 ○高齢者
- 妊産婦・乳幼児 ○児童生徒 ○未就学児
- 日本語の理解が十分でない外国人 ○その他地域で配慮が必要な者 等

(2) 対象者の抽出

町は、対象となる要支援者を把握するため、次の台帳等の情報を町内部で利用し、対象者を抽出する。

- ア 住民基本台帳
- イ 身体障害者手帳台帳
- ウ 療育手帳台帳
- エ 精神障害者保健福祉手帳台帳
- オ 要介護認定者情報

(3) 避難行動要支援者名簿の記載事項

- ア 氏名
- イ 生年月日
- ウ 性別
- エ 住所又は居所
- オ 電話番号その他連絡方法
- カ 避難支援を必要とする事由
- キ 行政区名

(4) 名簿の種類

ア 避難行動要支援者名簿

町内部で保有する要支援者となり得る方の情報を基に抽出した対象者、災害時の避難支援を自ら希望する方について、避難支援等関係者から提供された情報を加えた名簿

イ 同意者名簿

アを基に、平常時から個人情報避難支援等関係者に情報提供することに同意した方の名簿

(5) 各名簿の更新及び修正

災害発生時に迅速かつ適切な避難支援を行うため、町は名簿情報の更新及び修正を定期的に（年 1 回以上）行うものとします。更新の際には、新たに名簿掲載対象となる方に対し、平常時から避難支援等関係者へ自分の情報を提供することについて、同意の確認を行います。

名簿の修正については、町が管理する情報に変更があった場合や、本人（代理人を含む）からの申出があった場合に行います。また、名簿登録の削除の申出があった場合や名簿登録の対象外（町外への転出、死亡など）となった場合は、避難行動要支援者名簿から削除します。

なお、名簿提供の同意については、削除の申出や名簿登録の対象外となった場合でない限り、自動的に継続します。

(6) 各名簿の取扱い

ア 避難行動要支援者名簿

平常時においては、町担当部局で共有・管理します。

緊急時（災害時）においては、町の関係部局が共有・管理し、可能な限り安否確認等に利用するとともに、避難支援等関係者へ提供します。避難支援等関係者は、災害が収束した段階において、速やかに避難行動要支援者名簿を町に返却するものとします。

イ 同意者名簿

支援者探しや日頃の見守り活動に活用するため、避難支援等関係者へ提供します。

避難支援等関係者は、同意者名簿を破損又は紛失することのないよう、適切に管理するとともに、同意者名簿の更新等の際に町から返却を求められた場合は、速やかに返却するものとしてします。

第3章 避難支援等関係者に関する事項について

1. 避難支援等関係者の範囲

災害発生時において、避難行動要支援者の避難誘導や安否確認、避難施設等での生活支援の実施等に携わる関係者を避難支援等関係者と言います。

町は、避難支援等関係者と連携して地域における避難支援体制づくりを推進します。

《避難支援等関係者》

自主防災組織、消防団、自治会、民生委員・児童委員、社会福祉協議会 など

2. 避難支援等関係者の安全確保

災害発生時においては、避難支援等関係者もまずは自身の安全確保が優先となります。

個別避難計画を作成する際に、避難支援を行う際の安全確保に関するルールを定め、その内容について、避難支援等関係者と避難行動要支援者の双方が理解していることが重要です。

また、災害発生時の状況によっては、避難支援等関係者が直ちに支援に向かうことができない場合もあることを、事前に避難行動要支援者へ周知しておくことが必要です。

第4章 避難行動要支援者の個別避難計画の作成等について

1 基本的な考え方

災害時の避難支援等を実効性のあるものとするため、避難行動要支援者名簿の作成に併せて、個別避難計画の作成を進めます。

作成に当たっては、自ら避難することが困難な要支援者のうち、ハザードマップで危険な区域に居住している方や、一人暮らし又は夫婦二人暮らしの方など、計画作成の優先度が高いと判断する方について、地域の実情を踏まえながら、令和3年5月の改正災害対策基本法施行後から概ね5年程度で作成に取り組むこととします。

個別避難計画の作成目的は、「要支援者について避難支援等を実施する」ことであり、作成に当たっては、町が作成の主体となり、庁内の関係部局や福祉専門職、民生委員・児童委員、自治会、自主防災組織等と連携して作成を進めることとします。

なお、要支援者の避難支援に欠かせないマンパワーや互助力は地域によって状況は異なっているため、実効性のある避難支援等関係者になり得る者の活動実態を把握し、地域における支援者を決定することが望まれます。

2 個別避難計画の作成

(1) 策定の方法

避難支援等関係者は、町から提供された同意者名簿情報に基づき、要支援者本人や家族等を含めた話し合いを実施するなどして、避難支援に必要な内容を個別避難計画に記入します。その際、緊急連絡先等、第三者の了承も必要になる場合もあるため、要支援者及び避難支援等関係者ともに確認しながら記入します。

(2) 個別避難計画に記載する主な内容

- ア 要支援者情報
- イ 緊急連絡先
- ウ 避難支援情報
- エ 避難場所
- オ 上記以外に避難支援等の実施に関し必要と認める事項

(3) 避難支援等関係者の設定

発災時にスムーズな避難支援ができるよう、日常的に交流があり、近隣に居住している人が望ましいことを踏まえ、実行可能なものとなるよう避難支援等関係者を設定します。

3 個別避難計画の活用

町内部において、避難支援等の実施に必要な限度で町が個別避難計画を内部利用することに関する、個人情報利用については、本人又は避難支援等関係者の同意は不要とします。

このことから、町内部において具体的に想定される個別避難計画の利用用途としては次のとおりです。

- ・防災訓練への参加呼びかけなど防災に関する情報提供
- ・災害時の情報伝達、避難支援
- ・災害時の安否確認、救助等

4 個別避難計画の更新

要支援者の心身の状況は変化するため、医療・福祉関係者等と連携し、その心身の状況に応じて、個別避難計画を更新することは、避難の実効性を高めるものであり重要です。

また、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等に変更があった場合にも、適時適切に更新することとします。

第5章 避難行動要支援者の避難支援等について

1 基本的な考え方

災害が発生し、又は発生のおそれがある場合に、町が、高齢者等避難、及び避難指示（以下「避難情報」と言う。）を発令する際に、避難支援等関係者は可能な範囲で、要支援者への情報の提供、避難行動支援及び安否確認等を実施します。

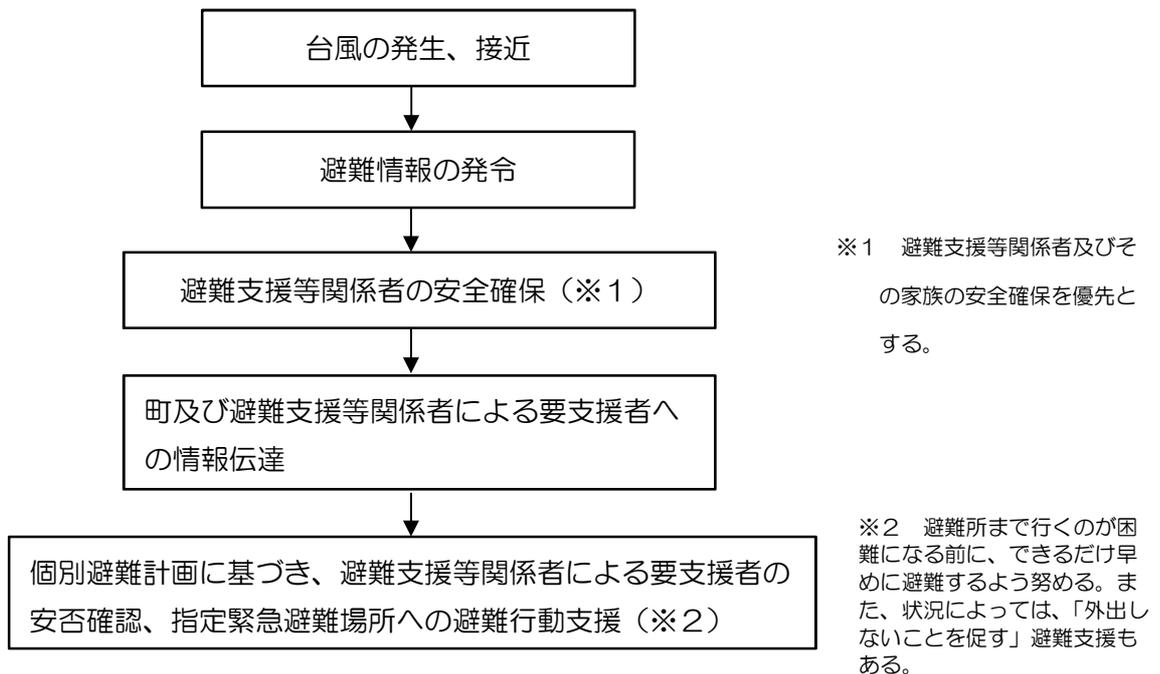
避難支援等関係者は、同意者名簿等を活用し、平常時の取組による要支援者との関係性に基づき避難支援を行うものであり、発災時等に避難支援ができない場合、あるいは避難支援等関係者による要支援者の避難行動支援中において、避難支援等関係者による明白な過失や故意の事故等による場合を除き、要支援者が怪我等を負う事態が起こったとしても、避難支援等関係者、もしくは町に責任が及ぶものではありません。

特に大規模災害発生時には、まずは要支援者本人や家族の自助による主体的な避難行動や避難支援が前提であり、避難支援等関係者による避難支援は、避難支援等関係者自身、またはその家族等の安全を確保した上で行われるものとします。

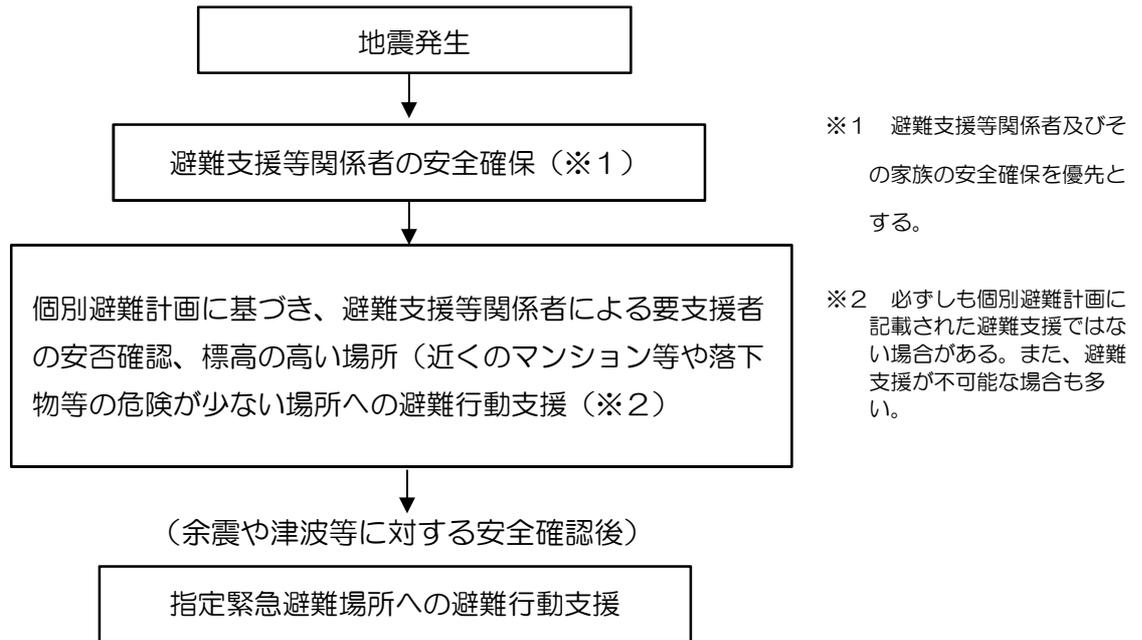
2 避難支援等関係者による要支援者への情報伝達、避難行動支援及び安否確認

（1）避難支援等関係者が行う発災時の行動イメージ

ア 大雨、台風等の風水害



イ 地震や津波災害等、避難の時間的余裕がない災害



3 避難行動要支援者対策チーム

町は、災害対策本部及び水防本部の設置に併せて、福祉関係部署で構成する「避難行動要支援者対策チーム」を設置し、避難支援等関係者からの問い合わせへの対応や要支援者の避難状況等を把握し、地域による避難支援が困難な場合等について、関係部局と協力して、主に要支援者の安全確保にあたります。

4 発生後の報告

避難支援等関係者は、災害時に行った避難支援やその他関係する取組、課題等について町に報告するものとし、町は、町内全域の避難支援等関係者からの報告を取りまとめ、必要に応じて制度を見直し、改善します。

第6章 地域との連携による避難支援体制の整備について

1 基本的な考え方

発災時に円滑かつ迅速に避難支援を実施するためには、平常時から住民同士の顔の見える関係を構築するなど、地域の防災力を高めておくことが必要です。そのため、地域の特性や実情を踏まえつつ、防災や福祉、保健、医療、地域づくり等の各分野間の関係者や機関同士が連携して取り組むこととします。

2 避難支援体制

(1) 避難行動要支援者庁内連絡会議について

発災時から避難生活まで組織的な避難行動要支援者対策ができるよう、避難行動要支援者名簿や個別避難計画に係る作成・活用方針等及び地域防災計画に盛り込む事項、役割分担などを検討し、平常時から決定、共有することを目的とします。

担当部署：福祉課、健康・保険課、介護保険課、子育て支援課、危機管理防災課

(2) 地域調整会議について

避難支援等関係者で、避難支援等に必要な情報を共有し、避難支援等に関する調整を行うことにより、共助の推進につなげます。

関係者：行政、自治会、民生委員・児童委員、社会福祉協議会 など

(3) 要配慮者、避難支援等関係者への周知

町は、高齢者、障がい者自身が避難について考え、災害が発生又は発生するおそれが生じた場合、自らの身を守るための主体的な行動をとることができるよう、広報等を通じて促します。

3 避難行動支援に係る地域づくり

住民相互の助け合いを促し、避難支援等の体制を構築するために、平常時から地域づくりを進めておくことが重要です。

その際、防災に直接関係する取組だけでなく、日常の様々な事業の中で要支援者が地域社会で孤立することを防ぎ、要支援者自身が地域に溶け込んでいくことができる環境づくりに努めることや、地域で行われている様々な事業やボランティアとの連携を検討します。

4 防災訓練

作成した名簿及び個別避難計画を活用したり、障がい者団体等と連携したりするなどして、企画段階から要支援者の防災訓練への参加の機会を拡充します。要支援者が訓練に参加することは、各参加者が、例えば車いすなどへの対応を実際に経験することにより、要支援者について理解する観点からも重要です。

様式集

避難行動要支援者名簿登録申請書兼個別支援計画・福祉票

令和 年 月 日現在
令和 年 月 日作成

支援者番号			行政区		
(ふりがな) 氏名			電話番号	F A X	
			携帯番号	メールアドレス	
住所			生年月日	性別	
			年齢	血液型	
世帯	氏名	年齢	続柄	氏名	年齢
医療等	かかりつけ医療機関				電話番号
	病名				
	内服薬				
	要支援の状況	高齢世帯・独居高齢・介護認定・身体障害・知的障害・精神障害・難病・その他()			
	介護認定区分	要支援1・要支援2・要介護1・要介護2・要介護3・要介護4・要介護5			
	障害手帳区分				
	相談支援事業所(居宅・障がい等)				電話番号
家屋	住宅状況	戸建・集合住宅()	見取り図(寝室、普段いる部屋の場所)		
	家屋構造				
	建築時期				
	家具の固定	あり・なし			
	耐震診断	実施・未実施			
	緊急通報システム				
支援の時に配慮する事	<input type="checkbox"/> 立つことや歩行ができない <input type="checkbox"/> 音が聞こえない(聞き取りにくい) <input type="checkbox"/> ものが見えない(見えにくい) <input type="checkbox"/> 言葉や文字の理解が難しい <input type="checkbox"/> 危険なことを判断できない <input type="checkbox"/> 顔も見ても知人や家族とわからない <input type="checkbox"/> その他[]				

自治会、民生委員・児童委員

自治会				
民生委員・児童委員		電話番号1		電話番号2

緊急時の連絡先

①連絡先	(ふりがな)		関係		携帯番号
	氏名		電話番号		F A X
	住所				メールアドレス
②連絡先	(ふりがな)		関係		携帯番号
	氏名		電話番号		F A X
	住所				メールアドレス

避難支援者

①連絡先	(ふりがな)		関係		携帯番号
	氏名		電話番号		F A X
	住所				メールアドレス
②連絡先	(ふりがな)		関係		携帯番号
	氏名		電話番号		F A X
	住所				メールアドレス

※裏面避難場所等記載

避難場所	
避難した場合特に注意すべきこと。	
避難経路図	
備 考	

私は、菊陽町避難行動要支援者として登録を申請します。また、災害対策基本法の規定に基づき、私が届け出た個人情報について、避難支援等関係者(町関係者、消防署、警察署、民生・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織等)へ提供することに同意します。同意によって、災害時の避難行動の支援が必ずなされることを保証するものではなく、また、避難支援者は、法的な責任や義務を負うものではありません。

(社会福祉協議会が実施する、安心カード及び安心携帯カードにも登録する場合は☑を入れてください。)

(民生委員・児童委員による日ごろの見守りを希望する場合は☑を入れてください。)

令和 年 月 日

(本人氏名: _____)
(代筆者氏名: _____)